



## 架空請求はがきにご注意!!

訴訟?

例

差し押さえ?

### 消費料金に関する訴訟 最終告知のお知らせ

○○○○○○○○○○○○○○○○○○民事訴訟  
として、訴訟が提起されました事を改めて  
告知します。

○○○○○○○○給与等の差し押さえ及  
び、動産、不動産の差し押さえを強制的に  
執行させていただきます。○○○○○○○

裁判取り下げ最終期日 平成30年8月■日

○○省管轄支局 民事訴訟管理センター  
東京都千代田区霞が関■丁目■番■号  
お問合せ先 03-▲▲▲▲-■■■■■

### 注意すべきポイント!

◆「訴訟」「差し押さえ」など不安をあおる言葉が書いて  
あります。届いた数日後が裁判取り下げ最終期日となっ  
ており、考える間もなく、連絡をさせようとしています。

◆国の機関名の後に「民事訴訟管理センター」や「国民  
訴訟通達センター」のようにあたかも公的機関のよう  
な名称が書かれています。



### どうすればいいの?

- ◆訴訟に関する連絡は、はがきでは届かないので、無視する。連絡しない!
- ◆送られてきたはがきを放置しても、そのまま民事訴訟に移行することは  
ありません。



おかしいと思ったらすぐにご相談ください。



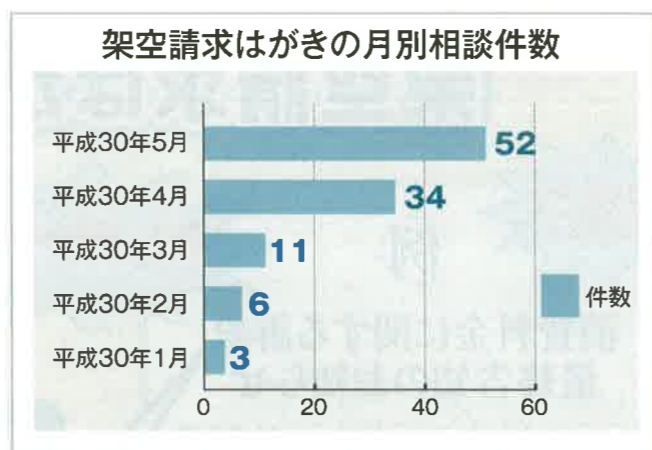
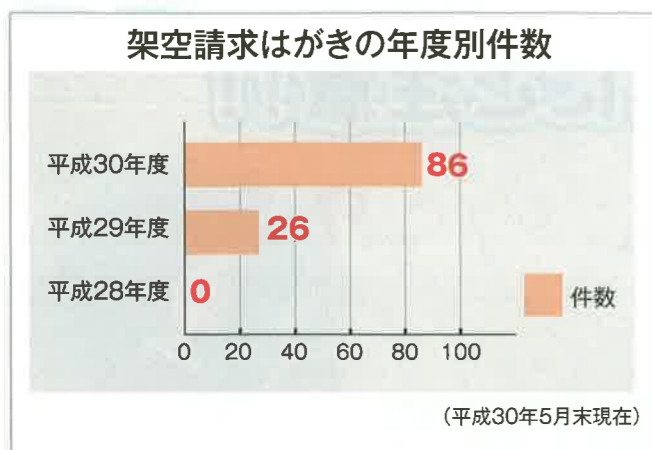
不審な話はすぐ相談! 大田区立消費者生活センター  
☎ 03-3736-0123

お助けマグネット




## 架空請求はがきの相談が急増しています!

平成30年4月の時点で、平成29年度の合計件数26件をすでに上回っています。インターネットやメールによる架空請求の手口も定着しつつあり、新たな手口としてあえて古典的手法に回帰しています。「名前」や「住所」の個人情報が記載された「はがき」で送付し、差出人として公的機関の組織名を使用することで信用性を高めている点がポイントです。さらに、個人情報シールを貼りつけ、公的機関から発送している印象を強めているケースもあります。



## ワンクリック請求に気をつけましょう!



**ワンクリック請求**とは、パソコンで無料の動画サイトなどにアクセスした時に、クリックをただで会員登録したと思わせ、高額な会費や利用料金を払わせようとする手口を言います。

これまでは、無料だと思ってアダルトサイトを見ていたところ突然有料のサイトになり、高額な請求を受けた事例が多くみられました。最近は、無料占いやゲーム、アニメなどのサイトを見ていたところ、意図せずにアダルトサイトや出会い系サイトに接続してしまうように、手口が多様化・巧妙化している事例があり、注意が必要です。

## 消費生活相談

消費者生活センターでは、事業者との契約トラブル、商品やサービスに対する疑問などのご相談を消費生活相談員が受付けています。ご相談いただいた内容を検討し、助言や情報提供を行うとともに、関係機関と連携し、より良い解決を目指しています。



平成29年度は4,719件の相談がありました。

《相談が多かった事例》

- 相談** 店頭でスマートフォンの機種変更をした時に、無料と言われタブレット端末も契約してしまった。使わないので解約を申し出たら違約金や端末代金を請求された。
- アドバイス** タブレットやスマートフォン等の契約には、一定期間内に利用できる契約解除制度(初期契約解除制度・確認措置)があります。この制度の対象である場合は、契約書面に記載があります。契約解除制度を利用した場合でも、利用したサービス料等は自己負担することになります。契約や解約の条件を事前に確認し、納得した上で契約しましょう。「無料」に惑わされず、本当に必要な契約かをよく考えましょう。



- 相談** 賃貸住宅を退去したら、高額なルームクリーニング代などの原状回復費用を請求された。払いたくない。
- アドバイス** 通常使用による損耗は、借主が入居時の状態にまで戻す義務はありません(借主の故意・過失や通常の使用方法に反する使用など借主の責任によって生じた損耗を除きます)。借りる際に契約内容や、部屋の現状を双方でよく確認しておきましょう。



## 消費者被害の未然防止に取り組んでいます

若者向けの消費者トラブル防止講座を実施しています。

自分の消費生活に関心を持ち、適切な行動ができるように、区内の中学校や高等学校などで講座を実施しています。契約の基礎やトラブルへの対応方法についてDVD視聴やロールプレイングをしながら学んでいます。



高齢の方への啓発を実施しています。

老人いこいの家や区内の高齢者施設を訪問し、消費生活相談員が実際にあった相談事例を紹介し、消費者被害にあわないための対策などをわかりやすく説明しています。講座に参加した方には「お助けマグネット」をお渡ししています。



## 多重債務110番のお知らせ

多額の借金、多重債務でお困りの方は、一人で悩まずご相談ください。

特別相談日

平成30年9月3日(月)、4日(火)

時間 午前9時から午後4時30分

### ◎無料弁護士相談

事前予約の上、来所。

空きがある場合は当日受付可。

弁護士相談時間

午後1時から午後4時30分

予約電話 03-3736-7711

大田区消費者被害救済委員会では学識経験者等によるあっせん・調停を行っています

区民の生活に影響を及ぼすと考えられる相談案件について、委員が相談者と事業者に聴き取りや調査を行います。あっせんや調停により、消費者被害の拡大防止に努めます。



## 第46回 大田区生活展

「生活展」は、大田区内の消費者団体と大田区が、消費者問題について考え展示・発表する催しです。

平成30年9月29日(土)、30日(日)

午前10時～午後3時30分

### ■テーマ

「手と手をつなぎ明るい未来を」

### ■会場

大田区立消費者生活センター

### ■内容

消費生活に関する展示・講座や、ステージイベント等を行ないます。

ご来場お待ちしております!



## パレット! の感想をお寄せください!

「パレット夏号」を読んだ感想をはがきに記入し、お送りください。

20人の方に大田区オリジナル「2018年版くらしの豆知識」(冊子)を差し上げます。



対象:大田区在住、在勤、在学の方

申込方法: 郵便はがきに、パレットで一番役に立った記事とその理由、住所、氏名(在勤、在学の場合は勤務先・学校名)をご記入の上、大田区立消費者生活センターにお送りください。

締切:9月30日(消印有効)

応募多数の場合は抽選の上、10月中に送付します。

パレット2018年冬号に掲載しました消費者団体紹介コーナーの記事に誤りがありました。お詫びして訂正いたします。  
 [正] 大田地域活動栄養士会(N.A.O) 【誤】 蒲田地域活動栄養士会(N.A.O)

消費生活のお困りごとは、お気軽にご相談ください

大田区立消費者生活センター

相談専用電話 ☎03(3736)0123

受付:月～金曜日 午前9時～午後4時30分

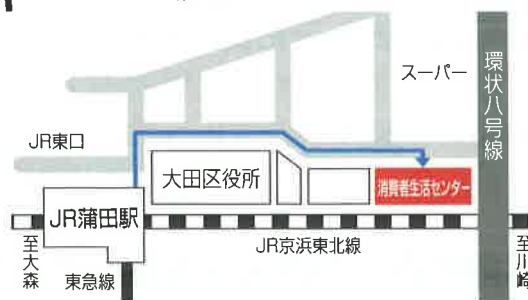
〒144-0052 大田区蒲田5-13-26-101

電話03(3736)7711(代表) FAX 03(3737)2936

土・日、祝日は国・都の機関がお受けします  
 いやや  
 消費者ホットライン ☎188

[https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/manabu/s\\_center/syohhisyasodan](https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/manabu/s_center/syohhisyasodan)

JR 蒲田駅東口より徒歩 5分



大田区 消費生活相談 検索

